

Kokoro College Japan

学 則

Kokoro College Japan 学則

2016年(平成28年) 10月1日 制定

2023年(令和 5年) 4月1日 改定

2024年(令和 6年) 10月1日 改定

第一章 総 則

(目的)

第1条 本校は、日本国内及びアジア諸国を中心とした諸外国で活躍する、豊かな心を持つ人材を育成することを目的とする。

2 前項を達成するため、本校は、人間教育を重視し、人格の形成に努め、豊かな教養と品性を兼備した人材の育成に努めるとともに、広い知識・深い専門技術を授け、創造的で実践力に富む有為な人材を育成することを目指す。

(名称)

第2条 本校は、Kokoro College Japan という。

(位置)

第3条 本校を次の位置に置く。

(1) 長崎県島原市秩父が浦町丁2669番地22

第二章 コース、修業期間、収容定員及び休業日

(コース・修業期間・収容定員)

第4条 本学のコース、修業期間、収容定員及びクラス数は、次の表のとおりとする。

学科／コース名	修業年限	入学定員 (学級数)	総定員 (学級数)
日本語科／2年コース	2年	53 (3)	106 (6)
日本語科／1、5年コース	1年6月	53 (3)	

(始期・終期等)

第5条 本学の各コースは、4月（又は10月）に始まり、3月に終わる。

2 前項の期間を次の2期に分ける。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は学期の期間を変更することができる。

(休業日)

第6条 本校の休業日を次のとおり定める。

(1) 毎週土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）で定められた日

(3) 季節休業（夏季、秋季、冬季及び春季 1年間を通じて10週間以内）

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

(授業の終始時刻)

第 7 条 本校の始業及び終業は次のとおりとする。

入学時期	始業時間	終業時間	曜 日
午前クラス	9時00分	12時10分	
午後クラス	13時20分	16時30分	月～金曜日

第三章 教育課程、授業時数、学習の評価及び教職員組織

(教育課程)

第 8 条 本学の各コース別の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。ただし、ここにいう授業時数の1単位時間は45分とする。

授業科目	内 容	週当たり授業時数等
日本語科	日本語教育	20単位時間（1週）

(学習評価)

第 9 条 学習評価は、試験成績、出席状況、生活態度等を総合して決定し、4段階評価とする。

(教職員組織)

第 10 条 本学に次の教職員を置く。

職 名	日本語科
校長	1名
学科長	1名（兼任）
教員	6名以上（うち専任3名以上）
生活指導担当職員	若干名（兼任）
事務職員	若干名
非常勤講師	適宜必要に応じて配置する

- 2 校長は、本校を統督し、これを代表する。
- 3 校長は、教員を兼ねることができる。
- 4 学科長は、専任教員が兼任する。
- 5 各学科の主要科目は、専任教員が担当する。ただし、非常勤講師又は兼任者がこれを担当することがある。

第四章 入学、退学、転学、休学、修了及び賞罰

(入学資格)

第 11 条 本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

- (1) 12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者
- (2) 年齢が18歳以上の者
- (3) 正当な手続によって日本国への入国を許可され、又は許可される見込みのある者
- (4) 信頼における保証人を有する者

(入学時期)

第12条 本学への入学は、年1回から2回とし、その時期は4月又は10月とする。

(入学手続)

第13条 本学への入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本学に入学しようとする者は、本学が定める入学願書、その他書類に必要な事項を記載し、指定期日までに出願しなければならない。
- (2) 前号の手続を完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本学に入学を許可されたものは、指定期日までに第21条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

(休学・復学)

第14条 生徒が疾病その他やむを得ない事由によって、3ヶ月以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書その他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。

2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第16条

- (1) 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度でありかつやむを得ない事情があると認めた場合には、選考の上許可することができる。
- (2) 前項により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取り扱い並びに在籍すべき年数については、校長が決定する。
- (3) 他の日本語教育機関に転学を志願する者があるときは、校長はこれを許可することができる。

(進級)

第17条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、進級判定会議を経て、進級を認定する。

(修了・卒業の認定)

第18条 校長は、教育課程で定められた各授業科目について第9条に定める学習評価を行い、一定の評価を受けた者に対して当該科目の修了を認定する。

2 校長は、本学の所定の課程を修了した者に対して、卒業証書を授与する。

(褒賞)

第19条 校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

(懲戒処分)

第20条 生徒が、この学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は、当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒処分の種類は、訓告、停学及び退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対してのみ行うものとする。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成績の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第五章 生徒納付金

(生徒納付金)

第21条 本学の生徒納付金は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 入学検定料 | 30,000 円 |
| (2) 入学金 | 100,000 円 |
| (3) 授業料 | 50,000 円 (月額) |
| (4) 教材費 | 5,000 円 (月額) |

(納入)

第22条 生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月（の翌月）から授業料を免除することがある。
- 3 特別の事由がある場合、第1項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第23条 生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに、授業料を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みのない場合には、校長は、当該生徒に対して退学を命ずることができる。

(生徒納付金の返還)

第24条 既に納入した生徒納付金は、原則として返還しない。

第六章 雜則

(寄宿舎)

第25条 寄宿舎に関する事項は、校長が別に定める。

(健康診断)

第26条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(細則)

第27条 この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

付 則 (一)

この学則は、平成28年10月1日から施行する。

付 則 (二)

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

付 則 (三)

この学則は、令和6年10月1日から施行する。